

広労基収 0810 第 2 号
平成 27 年 8 月 31 日

建設業関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部長



建設業における交通労働災害防止対策の徹底について

労働災害防止対策をはじめとする労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、全国の建設業における交通労働災害は、死亡災害でみると平成 26 年には 45 人であり、建設業全体で墜落・転落に次ぐ 12.2%を占めているところです。

これについて近年の推移をみると、平成 25 年には 33 人（建設業の死亡災害の 9.6%）、平成 24 年には 29 人（同 7.9%）であったことから、2年連続して死亡者数、建設業に占める死亡者数の割合がともに増加しています。また、平成 27 年においても、7 月時点において前年同期の 4 人増である 17 人（同 12.8%）となっており、増加傾向が続いています。

このため、平成 24 年から平成 26 年の建設業における交通労働災害による死亡災害の発生状況、原因等を分析し、対策を別紙 1 のとおり取りまとめたところです。

それによれば、107 人の死亡者のうち現場と事務所間の往復における死亡者数が 67 人（63%）、道路における工事中の死亡者数が 15 人（14%）みられます。

前者の原因等としては、降雨・降雪によるスリップ（特に 6 月から 2 月）（23 人）、居眠り（4 人）、夜勤明け（7 人）、長距離の移動（13 人）、後者については作業の前後に発生（5 人）、作業者の視認性が低くなる状態（4 人）などが挙げられます。

つきましては、平成 27 年 8 月 31 日付け広労収基 0810 第 1 号「平成 27 年下半期の安全衛生対策の推進について（取組依頼）」において当局局長から貴殿あて建設業における交通労働災害防止対策の徹底についても要請していることを踏まえ、会員事業場に別紙 1 の内容を周知するとともに、その 4 に示す対策の徹底を指導いただくよう要請します。

なお、別紙 2 は、別紙 1 の概要をパワーポイント資料としてまとめたものであることから、併せて活用してください。